

製材品共同出荷長距離輸送支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 1 2 日 制定
環境森林部山村・木材振興課

(趣旨)

第 1 条 県は、物価高騰により製材品輸送費が値上がりし、経営が圧迫されている製材工場、集成材工場、プレカット工場（以下「製材工場等」という。）を支援するため、予算で定めるところにより、共同出荷を行う製材工場等の輸送負担を軽減し、物流の効率化に取り組む木材関連事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 共同出荷に取り組む製材工場等であること。
- (2) 県内に事業所を有し、補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (5) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助額
製材品輸送に係る経費	首都圏：469 円/m ³ 中京圏：261 円/m ³ 関西圏：168 円/m ³

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗

じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第1号及び別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第3号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)
- (2) 第2条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(法人の場合)
(別記様式第3号)
- (3) 第2条第5号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経費を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金額の変更
- (2) 補助対象経費の30パーセントを超える増減

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
 - (2) 収支決算書(別記様式第2号)
 - (3) 共同輸送証明書(別記様式第5号)
- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費

税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

- 第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（その他）

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 5 条、第 10 条、規則第 3 条及び第 14 条関係）

事業計画（実績）書

1 輸送量 (単位：m³、小数点以下切り捨て)

	首都圏	中京圏	関西圏
材積			

2 経費の配分 (単位：円)

実施項目	事業費 (補助事業に要する経費) A + B	経費内訳		備考
		県補助金 A	その他 B	
首都圏				
中京圏				
関西圏				
合 計				

3 事業期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

様式第2号（第5条、第10条、規則第3条及び第14条関係）

収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	増 減	備 考
補助金				
その他				
合 計				

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	増 減	備 考
事業費				
合 計				

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所

氏 名

（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

□ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

（1）特別徴収実施確認

□ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

（2）特別徴収義務がない

□ 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

（3）開始誓約

□ 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

様式第 4 号（第 5 条、規則第 4 条の 2 関係）

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所

フリガナ

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、 年度製材品共同出荷長距離輸送支援事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

☐ 自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与也没有ありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

共同輸送証明書

（事業実施主体） 殿

証明者（製材品輸送者）

下記の製材品について、首都圏、中京圏、関西圏への共同輸送（※1）を実施したことを証明します。

記

1 輸送製品材積

首都圏： m^3
（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）

中京圏： m^3
（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）

関西圏： m^3
（大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県）

合 計： m^3

2 輸送製品の明細

別紙納品書（控）の通り

※1 共同輸送とは、大型トラック等で2者以上の製材工場等の荷物を混載して行う輸送

様式第 6 号（第 10 条関係）

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け（文書番号）により交付決定通知のあった製材品共同出荷長距離輸送支援事業補助金について、製材品共同出荷長距離輸送支援事業補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第 15 条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け（文書番号）による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |